

●香川県告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成20年6月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更 年月日	事業所（施設）の名称及び住所		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービス の種類
	変更前	変更後		
平成20年 5月1日	有限会社 辻上薬局 綾上店 綾歌郡綾川町山田上 甲1275番地2	有限会社 辻上薬局 綾上店 綾歌郡綾川町山田上 甲1331番地3	有限会社 辻上薬局 丸亀市綾歌町岡田下496番 地5	居宅介護支 援